

令和5年度第1回守山市障害者施策推進協議会 議事要旨

日時：令和5年7月24日（月）13:30～15:15

場所：守山市すこやかセンター 3階講習室

【会議次第】

開会

議題

- (1) 「もりやま障害福祉プラン2024（仮称）」の策定に向けて
 - ①障害福祉計画策定について …資料1
 - ②「もりやま障害福祉プラン2021」の進捗状況について …資料2
 - ③国における現行計画の基本方針および「もりやま障害福祉プラン2021」における成果目標等 …資料3
 - ④本市の障害福祉サービスの現状について …資料4
- (2) 「もりやま障害福祉プラン2024（仮称）」の策定にかかるアンケート調査結果について …資料5
- (3) 国が示す策定方針および成果目標等策定方針(案) …資料6
- (4) 次期計画策定のスケジュール …資料7

閉会

配布資料

- ・委員名簿（次第裏面）
- ・障害福祉計画策定について
- ・「もりやま障害福祉プラン2021」の進捗状況について
- ・国における現行計画の基本方針および「もりやま障害福祉プラン2021」における成果目標
- ・障害福祉サービスの現状について
- ・「もりやま障害福祉プラン2024（仮称）」策定に係るアンケート調査結果報告書
- ・国が示す策定方針および成果目標等
- ・国における基本指針見直しの主な事項
- ・もりやま障害福祉プラン次期計画策定のスケジュール
- ・参考資料
守山市障害者施策推進協議会条例、市内施設一覧、用語解説

議 事 録

1. 開会

2. 議題

(1) 「もりやま障害福祉プラン 2024（仮称）」の策定に向けて

障害福祉計画策定、「もりやま障害福祉プラン 2021」の進捗状況、国における現行計画の基本方針および「もりやま障害福祉プラン 2021」における成果目標等について、事務局より説明

会長（以下会長）

今の説明について、ご意見等あればお願いします。

委員

資料4の1ページ、特別支援学級の在籍者数が増えているが、その理由を分析しているか。

事務局

以前に比べて特別支援学級を望まれる親御さんが増えている。

委員

それはなぜか。

事務局

その方が個別専門的な支援を受けられると考えておられる親御さんが多い。

委員

資料3、国における基本指針である施設入所者の地域生活の移行が目標達成できていない。これに関しては、元々どのように評価するかというのと、達成できるかどうかといった問題がある。私は施設入所者の家族であるが、重度の方たちが地域へ出ていくことは難しいと考える。誰かが施設を出たとしても、空いた部屋に新たな重度の方が入ってくる。そう考えると本当に達成の可能性がどうなるか、いつまでたっても達成できないのではないかと思う。国でこういう指針を出しているわけだが、どの程度本気で取り組んでいるのか。

事務局

国は施設入所から地域へという方針を打ち出しているが、地域で受け入れる基盤が整わないことには難しいかと思われる。重度の方への手厚い支援という意味でも、地域の受け皿を系統的に整備することが必要。系統的にというのは、例えば施設を出て地域に移っても事情が許せば施設に戻れる形の事。地域移行についての議論をどれだけ具体的に行えるかがポイントで、委員のお知恵も

拝借しながら次期プランに盛り込んでいきたいと思っている。

委員

資料4の4ページ(4)市内の障害福祉施設の現状に「令和5年国庫補助には、グループホーム新規整備(2件)・生活介護事業所改築(1件)を申請中でしたがいずれも不採択でした」とあるが、これらの事業所は何年ほど申請を出しているのか。

資料3、地域移行の受け皿整備について。まずは施設整備の際に立ちはだかる特定建築物の建築基準法や消防法等のハードルが高いため、それを行政側のうまい仕組みで下げられないか。また、施設整備の際に利用者の安全を確保するような設備を設置したとしても維持費がかかり、事業所の運営が大変になるかもしれない。そういう設備の維持費等を行政として補助することは可能か。

事務局

前段の国庫補助採択の件であるが、グループホーム2件のうち1件は3年申請している。もう1件は2回申請、生活介護事業所についても2回申請で、いずれも国庫補助は難しいという状況。

後段のご質問、設備設置の費用補助等についてであるが、逆に行政としてこういったところに支援すれば事業所が整備しやすくなるかということを知りたい。この場で教えていただけると一緒に進めていきやすいので、ここに支援が必要というような話をお伝えいただければと思う。

事務局

施設の個別の話の中、例えば消防と協議しなければならないような事案が発生した場合、協議の場に同席させていただくので、その節にはお声掛けいただければと思う。

委員

資料3のNo.13「就労定着支援1年後の就労定着率が80%以上の事業所が全体の7割以上」という成果目標に対し目標値が70%以上とあるが、事業所数を教えてほしい。また、成果等に「就労定着支援サービスを利用することで、継続した支援に効果がある」と記載されているが、就労定着支援サービスとはどのようなサービスなのか。

事務局

就労定着支援事業というのは、就労移行支援事業をご利用いただいたあと、就労後の定着のために使っていただくサービスである。就職後に発生した問題や悩みなどを、ご本人と事業所の間に入って一緒に解決する役割を担う福祉サービスとなっている。就労定着支援事業を利用した場合の方が定着率は高い。ただ、守山市内で就労定着支援を行っている事業所は1箇所のみである。また、就労移行支援事業を最大3年間使って就労定着支援事業に移っていくのだが、定着支援事業まで至っていない方ばかりで、そういう意味では守山市内で就労定着支援事業を実施した事業所というのはまだない状況となっている。

委員

先ほど特別支援学級の話が出ていたが、在籍児童や生徒にはどのような障害が多いのか。

事務局

近年多いのが発達障害と聞いている。資料4の1ページでもお示ししているように、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増えてきている状況となっている。

会長（以下副会長）

資料4の国庫補助金について、3年連続で不採択だったと先ほど聞いたが、その理由は。ここを改善すれば採択されるというような指針はあるのか。

事務局

そういう指針はなく、国から市と法人に結果の通知が来るだけである。

事務局

国の予算の範囲で採択・不採択が決まる。

副会長

資料3、成果目標の数値の根拠は。

事務局

国における基本指針を踏襲している。

副会長

その基本指針の根拠を国が示しているのか。根拠を示していないのであれば、それに合わせる必要性があるのかどうか。

事務局

根拠についてはもう少し確認する。

副会長

地域ごとに人口が違うため一律の設定はおかしいのではないか。守山市は人口増で医療的ケア児も多くなってきている状況なのに、他の地域と同じような予算しか下りないということであれば、たまったものではない。強く言うべきだと思う。

事務局

先ほどの国庫補助の件であるが、今年度の国の予算が40数億で滋賀県に出るのはその1%、4,000万程度。湖南圏域としては全く足りない状況で、もう少し潤沢な予算を国に要望していただくよう県

に毎年お願いしているが、通っていないのが現状。採択の基準は教えてもらえないが、県として優先順位を付けたうえで国に上げると聞いている。したがって、予算もボトルネックではあるが、県の中でどういう位置づけになっているかというのが採択に関わる大きな要因かと思う。

委員

国の意向に沿わなくてもよいのではないかと思う。地域性をもっと大事にしてもらいたい。何年か前に埼玉県かどこかの事業者が、入所施設は当事者のニーズを踏まえ自分たちで整備するとはっきり言っていた。滋賀県や国の施策に沿っているだけではニーズに対応できない。特に湖南圏域は4市が集まっているということで、4市の計画の整合性についても気になるところだ。

事務局

おっしゃるとおり地域性は大事かと思う。湖南圏域で一緒に行う事業も多く、支援学校の卒業生で重い障害のある生活介護事業所を利用する予定の方が何名おられるのか、その中で医療的ケアを必要とする方は何名かなど、学校等の協力も得ながら湖南4市でそういった数値をまとめているところだ。そういうことも活かしながら今後の施設整備を考えていければと思っている。また、同じ時期に湖南4市で障害福祉計画を策定しているので、今後も互いに協力しつつ計画を進めてまいる。

委員

資料2、基本目標2、④-3として「障害のある人に対する虐待の防止」とあるが、位置づけを間違えていないか。ここは権利擁護の推進ということで金銭管理支援を中心とした項目である。確認をお願いする。この課題に「権利擁護事業利用者数が増加傾向であり、支援体制が余裕のない状況となりつつある」と書かれている。これは障害福祉課としての認識かと思うが、単なる右肩上がりの増加というより1件ごとの法的な問題の処理に時間がかかっているのが実情。特に、昨今はキャッシュレスの普及により金銭管理をどうするかということが市町社協の権利擁護事業における課題になっている。右端の次年度における取組方針（内容）に「権利擁護の需要が増々増加することが予想されるため、その需要に耐える体制強化を検討する」とあるが、実際は県社協から市町社協に補助金が出て、県社協へは県から補助金が出ている。ここにこういう形で書いていただけるということは市の単費で積極的に体制を強化すると受け止めたいところだが、お金の流れの実態に沿った形での体制強化をしていただければと思う。

基本目標3、②-7「ひきこもりの人への就労相談・就労支援」について。重層的支援体制の中でアウトリーチも行いながらということで、障害福祉の観点、あるいは発達支援等の観点で捉えられている。これは当然進めていっていただきたいし、我々社協としても右にある8050世帯等も含め非常に重要な問題と考えている。私どもも頑張るが、市も積極的な姿勢を見せてほしい。

委員

資料2、基本目標1、⑤-2「障害のある人の理解を深める福祉教育の推進」について。取組内容に「小・中学校において、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を通して、障害について正しい理解や認識を育てる教育を進め～」とあるが、学校の中に障害のある子もいると思う。そういう子

たちを差し置いて地域の障害のある人との交流というのは順番が違うのではないか。また、この項目の次年度における取組方針（内容）に「市内校園の児童・生徒に対し、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を通して、障害のある人に対する正しい理解・認識と、思いやりの心を育む教育を推進する」とあるが「思いやりの心」とは。障害者の権利を教えることも大切ではないか。

基本目標 4、①-1「発達相談の充実」の現状と課題にコーディネーターのことが載っている。学校にも特別支援教育コーディネーターが配置されており、①-3「職員研修の充実」にも記載があるが、聞くところによると特別支援教育コーディネーターは多くの授業時数を持っており、担当クラス以外のことについての相談を受ける、あるいはプランを考える余裕がほとんどない状況らしい。もし特別支援教育コーディネーターに中心になってもらおうとすれば、補助できる別の教員の配置が必要ではないか。教員の配置については県で考える内容かもしれないが、例えば市で採用した教員を配置することなども重要ではないかと思う。

基本目標 6、②-4「避難誘導體制の確立」に避難行動要支援者名簿についての記載がある。私は主任児童委員をしており民生委員と一緒に活動しているのだが、担当地域の避難行動要支援者名簿を毎年受け取る民生委員から、その名簿が更新されていないと報告を受けている。名簿を基に訪問したところ既に亡くなっている、あるいは施設に入所されているなどのケースがあるらしい。いざというときに名簿を活用しようとしても、その名簿に信用性がなければ意味がない。なぜ更新できないのか。

基本目標 4、①-12「教育相談の充実」について。取組内容の中に学校不適合という表現があるが、これは子どもを学校に合わせるような発想で、インクルーシブ教育に反している。学校側が環境調整すれば通えるようになる子もいるわけだが、学校不適合という言葉を用いた理由を伺いたい。

事務局

最後の学校不適合という表現の件については前回もご指摘いただいていたため、教育研究所、学校教育課に確認した。そうしたところ、この言葉自体が不適切であらためるという回答が来たので、今後修正する。

その他、避難行動要支援者名簿や学校の件についてだが、正確を期するため各課に確認し、その後回答させていただきたい。

会長

避難行動要支援者名簿の更新は大事である。行政と住民が協力し合う形での適切な対応を望む。

(2) 「もりやま障害福祉プラン 2024（仮称）」の策定にかかるアンケート調査結果について
「もりやま障害福祉プラン 2024（仮称）」の策定にかかるアンケート調査結果について、
事務局より説明

会長

今の説明について、ご質問・ご意見等あるか。
課題の取りまとめの説明後にもお話しされていたが、それについての資料はないのか。

事務局

資料としてお配りはしていない。課題の取りまとめから今後市で重点的に取り組む必要がある
と考えられることを説明した。

会長

厳しいことを言うようだが、委員の方々は多忙にもかかわらず来られているので、事前にその
資料も含めて配布しておくのが常識的な行為だと思う。今後は気を付けてもらいたい。

事務局

申し訳ない。

会長

1 ページ、報告書の見方の 1 点目に「当事者団体調査、障害福祉サービス事業所等調査ともに
問 13 まで共通設問のため、回答結果を合算して集計しています」と書いてある。合算しての集
計に意味がないことはないが、当事者団体と障害福祉サービス事業所は対象として明確に違う。
両者の違いを見る項目が後半にあるにもかかわらず前半に合算した統計資料を出している、その
利点と欠点を教えていただきたい。

事務局

こちらについては共通設問という形で、現状を把握することを目的として合算している。欠点
としては、それぞれの細かい課題や現状がわかりづらい部分があるが、こちらについては自由記
述の方で補えるかと思う。

事務局

補足する。当事者団体と事業所では、それぞれ傾向が違うため、共通設問であっても回答結果
を分けて示すべきではないかというのが今のご指摘の趣旨かと受け取った。そのうえでだが、今
回合算して出した意図がある。当事者団体の回答数が 9 件しかないということで、1 つの団体の
回答が違うだけで傾向が大きく変わってしまうため、あえて合算した次第だ。だが、今のご指摘
もごもっともだと思うので、あらためて分析し、当事者団体と事業所の結果に大きく違うところ
があった場合は次回の協議会で報告させていただく。

会長

的確な回答に満足している。先ほども申し上げたように、合算しての集計に意味がないとは思っていない。それぞれの利点と欠点を承知しているうえで今後どうするかということがわかっているならば、なんら問題ない。特に福祉の場合、団体の傾向が重要であり、その傾向が事業所とは違ってくると思えば、それはある意味守山市の非常に大きな特徴ということで、今後のサービス内容にも関わってくる。また、それは非常に優れた調査結果にもなるので、その辺りご検討願いたい。

委員

今回初めての参加。3年前と今回でアンケート調査の作り方が違うというお話であったが、継続性が大事。前回との比較も示していただかないと施策に反映できないと思う。ポイントだけ説明されても比較してどうなったかがわからない。この辺りなんとかならないのか。

事務局

前回は同様のアンケートを実施しており、今回はそれに新規の設問を加えた形になっている。おっしゃるように前回調査との比較を示すことはとても重要と思うので、業者とも相談のうえそのような対応をしてみたい。

委員

アンケート結果を見ると、いろいろな課題があり、障害のある方が生活する場や避難支援、就労の部分等で障害に対する理解不足や偏見が共通してあげられている。障害福祉プランの基本目標1の①に人権意識の向上と心のバリアフリー化の推進とあり、一般の人の心のバリアフリー化を意識して偏見をなくす取組をされてきていると思うが、それでも今回のアンケートで同じような結果が出ている。今後もさらに偏見をなくすような取組を進めていただければと思う。

委員

問1「障害のある人への市民の理解を深めるには、何が必要だと思いますか」に対して最も多かった回答は「インクルーシブ教育を拡充する」であった。そして、問11「障害のある子どもへの必要な支援は何だと思いますか」に対して多かった回答に「特別支援学級や特別支援学校の充実」「インクルーシブ教育の推進」とある。この2つの項目は対立的ではないか。特別に分けてほしい、みんなと一緒にという両方の思いがあるように思う。ここは障害のあるお子さんをお持ちの親御さんが非常に悩まれるところではないかと思うので、その辺りの分析をしっかりと行い策定に活かしていただければ。問3「どのようなところに、障害者に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じますか」に対して多かった回答が「教育の場」となっている。教育の場で具体的にどのような差別や偏見、配慮のなさを感じておられるかという分析も必要かと思う。問6「障害のある人が市役所や基幹相談支援センター等の公的な窓口で気軽に相談するためには、何が必要だと思いますか」に対して最も多かった回答は「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」ことであった。人権行政とはワンストップ行政だと私は思っている。たらい回しという行政の縦割り

の悪弊を解消していくべき。それがないと守山市全体への不信感が大きくなってしまうと思う。野洲市等ワンストップ行政を実行している自治体もあると思うので、それを参考にさせていただきたい。また、小さい頃から障害のある人もない人も一緒に生活する中で偏見の意識をなくすことがインクルーシブ教育の目標だと思う。縦割りをなくす意味でも教育委員会と連携し、調査結果の分析をお願いしたい。

(3) 国が示す策定方針および成果目標等策定方針(案)

国が示す策定方針および成果目標等策定方針(案) について、事務局より説明

会長

今の説明について、ご質問・ご意見等あるか。

(質問・意見なし)

(4) 次期計画策定のスケジュール

次期計画策定のスケジュールについて、事務局より説明

会長

今の説明について、ご質問等あるか。

(質問なし)

以上で本日予定していた議題はすべて終了した。ご協力に感謝する。進行を事務局に返す。

4. 閉会

事務局

長時間にわたるご審議を賜り感謝申し上げます。本日頂戴した貴重なご意見は、また事務局で整理し、計画骨子案に反映してまいりたいと考えている。

これをもって、令和5年度第1回守山市障害者施策推進協議会を終了する。